記者発表資料

平成２３年１２月６日
東 北 地 方 整 備 局

歴史的風致維持向上計画の認定について

～宮城県で初（東北地方で３番目）に多賀城市が認定～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第５条に基づき、宮城県多賀城市から認定申請があった歴史的風致維持向上計画について、１２月６日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定を行いました。
宮城県で初、東北地方では福島県白河市（平成 23 年 2 月 23 日）に次いで３番目に認定されることになりました。

なお、国土交通省ホームページにおいて、全国の認定状況や既認定都市の計画等にリンクを張っていますのでご参照下さい。

◆国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html

○多賀城市歴史的風致維持向上計画（宮城県多賀城市　認定日 H23.12.6）
多賀城市においては、昨年度末に認定申請を行うべく計画策定が進められていましたが、東日本大震災を受け、見直しが行われ、このたび市の震災復興計画において、復興施策の柱の１つとして『「歴史」・「景観」・「文化」を生かしたまちづくりの推進』が位置づけられ、今般の認定申請が行われたものです。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

〈 問い合わせ先 〉

国土交通省　東北地方整備局
電話番号　０２２－２２５－２１７１（代表番号）

建政部　都市・住宅整備課　課　　長　宮崎 貴雄（内線　6161）
課長補佐　砂子　勉　（内線　6163）

別添資料

多賀城市歴史的風致維持向上計画の認定について

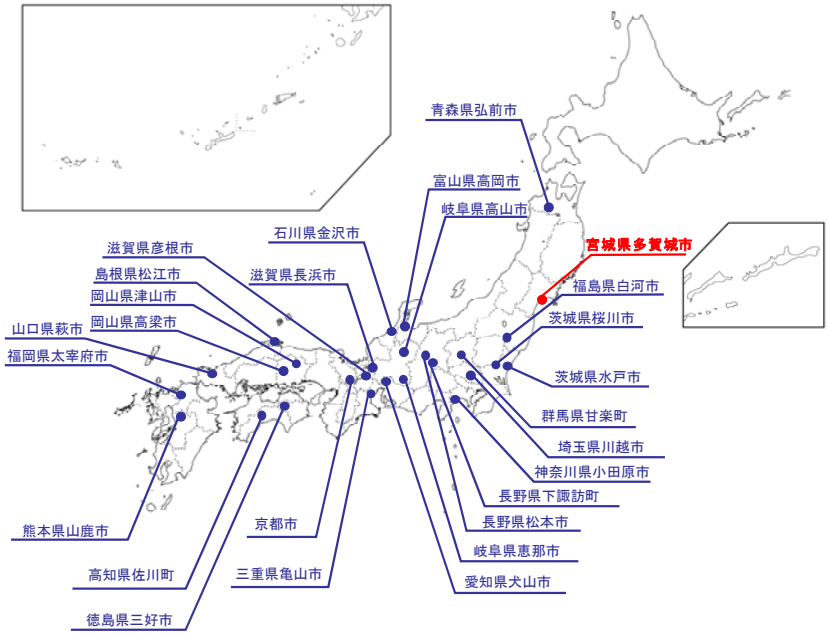
平　成　２　３　年　１　２　月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成２０年５月に公布され、同年１１月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等２６市町の計画を認定しています。

このたび、法第５条に基づき認定申請があった宮城県多賀城市の歴史的風致維持向上計画について１２月６日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は２７市町となります。なお、今回認定を受ける多賀城市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び多賀城市のホームページに６日以降に公開されます。

・国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html



市町村名	認定日
金沢市	平成21年 1月19日
高山市	
彦根市	
萩市	
亀山市	
犬山市	平成21年 3月11日
下諏訪町	
佐川町	
山鹿市	
桜川市	
津山市	平成21年 7月22日
京都市	平成21年11月19日
水戸市	平成22年 2月 4日
長浜市	
弘前市	
甘楽町	平成22年3月30日
高梁市	平成22年11月22日
太宰府市	
三好市	
白河市	平成23年 2月23日
松江市	
恵那市	
高岡市	平成23年 6月 8日
小田原市	
松本市	
川越市	
多賀城市	**平成23年12月 6日**

図　歴史的風致維持向上計画の認定状況

多賀城市の維持向上すべき歴史的風致

多賀城市には、神亀元年（７２４）、仙台平野を望む丘陵上に東北地方の政治・軍事の中心として「多賀城」が設置された後、江戸時代から保護顕彰活動が続けられ、特別史跡や歌枕などの歴史的環境が良好な状態で伝えられています。そして、これらと折り重なるように、塩竈街道を舞台に繰り広げられる陸奥総社宮の祭礼、貞山運河の水運、農村集落としての習俗が、歴史的建造物と一体となって良好な歴史的風致を形成しています。

古代多賀城に見る歴史的風致

神亀元年（７２４）に創建された多賀城は、江戸時代、多賀城碑の発見により古代の文献に見える遺跡であることがわかって以来、地元の人々を中心に守り、伝えられてきました。このような意識や景観は、いにしえの歴史や歌枕を感じ取ることができる場として、多くの人々を魅了し続けています。



多賀城政庁跡

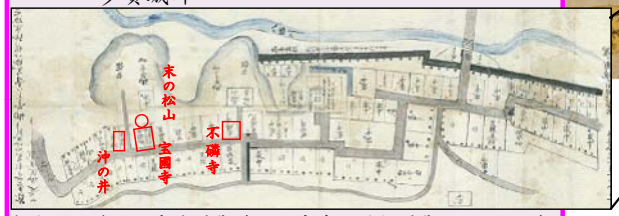






句作にいそしむ人々

多賀城碑



宮城郡八幡邑天童氏屋敷並びに家中・足軽屋敷絵図(1681年)



古代多賀城に見る歴史的風致　農村集落に見る歴史的風致　塩竈街道に見る歴史的風致　貞山運河に見る歴史的風致

農村集落に見る歴史的風致

市内の集落には五穀豊穣を祈る祭りや講など営農に関わる信仰が現在も受け継がれており、板倉などの歴史的建造物と相まって農村集落としての風情を醸し出しています。



板倉



南宮神社



神輿渡御

塩竈街道に見る歴史的風致

塩竈街道を舞台に繰り広げられる陸奥総社宮の信仰と祭礼が今日まで受け継がれるとともに、街道沿いには江戸時代以来の名所旧跡が今なお残っており、街道の佇まいや風景を今に伝えています。



陸奥総社宮社殿



塩竈街道を通る神輿

貞山運河に見る歴史的風致

米輸送のために開削された貞山運河では、今日でも物資輸送等に利用され、船が往来する風景が江戸時代以来続いています。また、明治期に始められていた燈籠流しが現在でも続けられており、数多くの燈籠が水面に浮かぶ姿は夏の終わりを告げる運河の恒例行事となっています。



運河をゆく漁船



運河の石積護岸



燈籠流し

「東日本大震災」による多賀城市内の歴史的風致等の被災状況（津波浸水域表示）



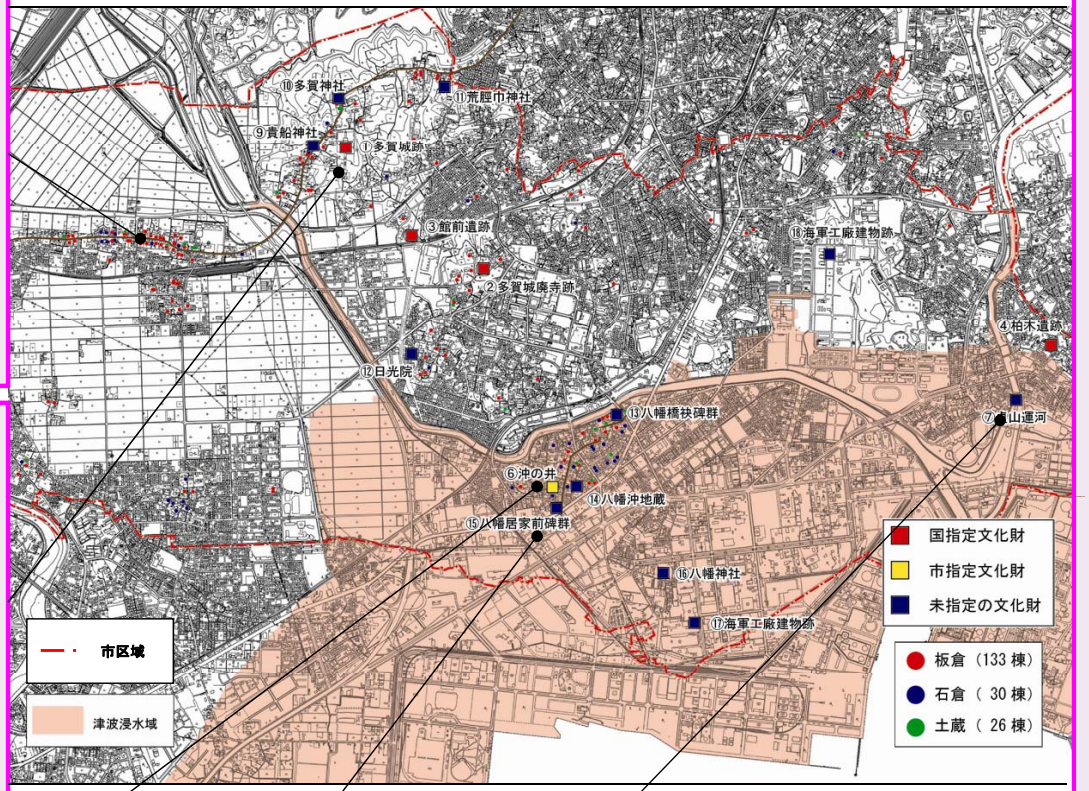
塩竈街道

塀や街道沿いに展開する住宅・板倉が崩落・倒壊等の被害を受けました。



特別史跡多賀城跡附寺跡

地滑りや便益施設の損傷などの被害がありました。







個人所有の板倉等

地震被害により、個人所有の板倉等も多くが壊滅的な被害を受けました。



沖の井

津波の浸水を受け、コンテナが流入し、フェンスなどをなぎ倒しました。池内には瓦礫が散乱しました。



八幡居家前碑群

津波により瓦礫が流入し、石碑が倒伏しました。





貞山運河

地盤沈下と津波の被害により、中州部分の石積護岸の滑落・崩壊や、左岸側の護岸崩落がありました。

多賀城市の重点区域における施策・事業概要

多賀城南門復元事業、政庁ー南門間道路整備事業、南北大路整備事業、特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業

歴史認識の向上と市内外への周知を図るとともに、震災復興のシンボルとするため、発掘調査結果及び学術的見地に基づき多賀城南門を立体復元します。また、南門復元に合わせ、政庁跡と南門を繋ぐ道路整備を実施し、特別史跡の一体的な整備を図ります。



現在の状況

多賀城南門とその周辺の復元イメージ

塩竈街道修景事業

震災による復旧を図る上で、道路の美装化、説明板の設置、公共施設の整備、板塀の復元等により歴史的風致周辺の環境改善を図ります。



現在の状況



塩竈街道の修景イメージ

歌枕環境整備事業

震災で損傷した沖の井周辺の、歌枕の地の周辺環境を復旧・整備し、かつての歌人たちがあこがれた歌枕の地の景観を再現します。



現在の状況



沖の井の修景イメージ

被災文化財保全活動

震災により被災した文化財等について、調査を実施し、保存措置を講じるとともに、調査資料の展示公開を図ります。



被災した資料の搬出状況

板倉等調査・保存・活用事業

震災で壁などが崩落した板倉・石倉・土蔵等の築年・構造・状態等の情報を収集します。維持・保存を奨励し、歴史的風致の維持向上に寄与します。

改修時には費用の一部を助成します。



板倉の調査状況



板倉等の保存・修復

良好な景観形成に関する施策

○都市計画

・壁面後退や用途制限などの規制を策定し歴史的景観や町並みへ配慮する

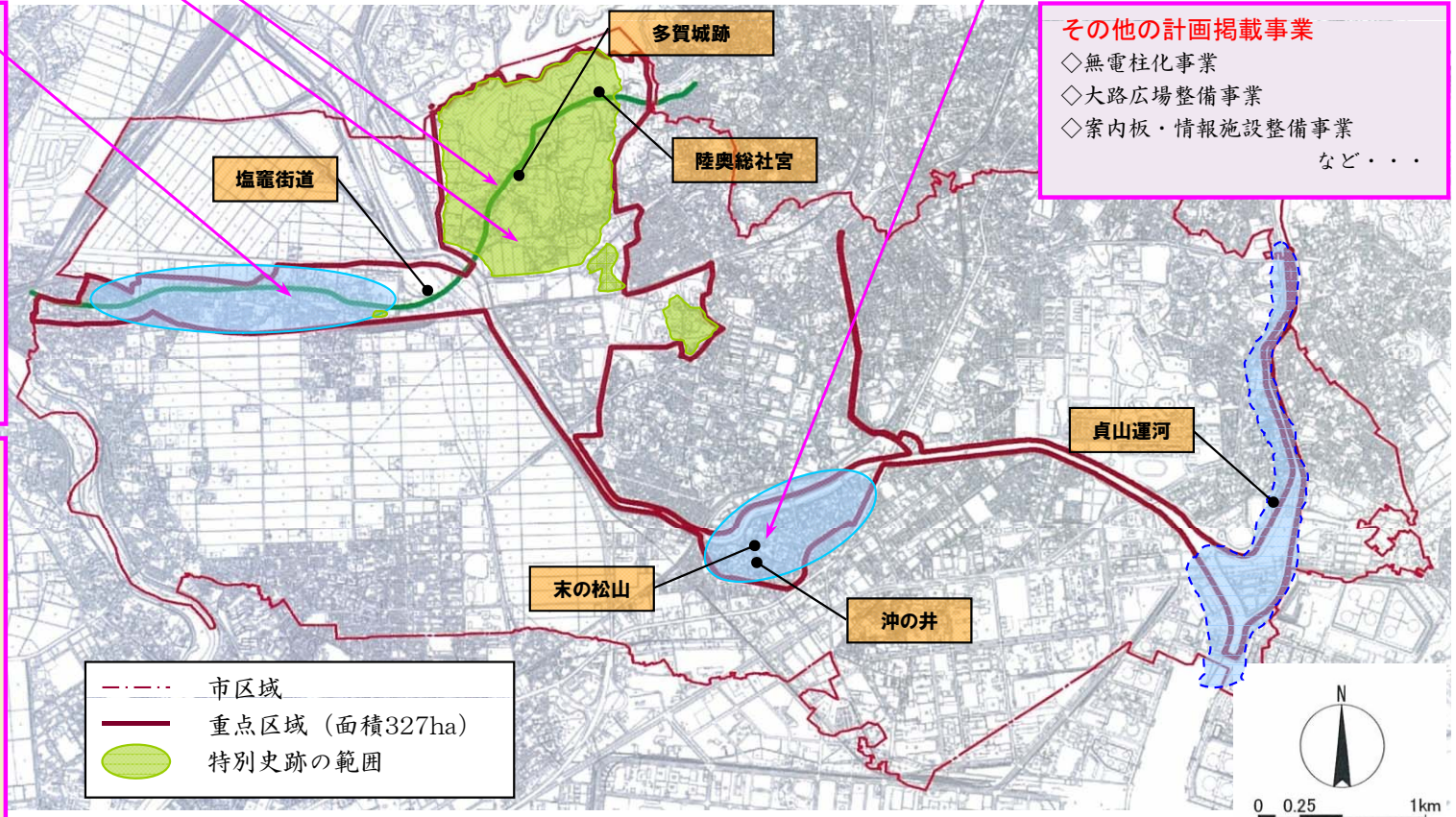
・重点区域のほぼ全域に高さ規制を設ける

○景観計画

・市民参加の下、歴史的風致の維持向上に繋がる景観、地域の文化に根ざした景観を形成するため、景観計画を策定する

○屋外広告物

景観計画による屋外広告物の規制・誘導



その他の計画掲載事業

◇無電柱化事業

◇大路広場整備事業

◇案内板・情報施設整備事業

など・・・